

## 白山市ホームページ掲載基準

白山市ホームページ管理要綱第4条で別に定めることとしたリンクの基準は、次に定めるとおりとし、同要綱の施行の日から適用する。

### 1 リンクの対象

リンクを掲載する対象となる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 官公庁、教育機関及び関連する機関
- (2) 報道機関
- (3) 白山市内の企業・団体・個人

### 2 リンクの基準

次の基準を全て満たすものとする。

- (1) 掲載内容が公序良俗に反しないこと。
- (2) 他者を誹謗又は中傷する内容でないこと。
- (3) 宗教または政治活動に関するものでないこと。
- (4) 著作権その他の権利を侵していないこと。
- (5) 表示や販売方法などが日本の法令に反していないこと。
- (6) 誇大又は虚偽の恐れがなく、ホームページの管理者が掲載内容について責任を負えること。
- (7) 利用者に対して、迷惑をかけたか、誤解を招かないこと。
- (8) 販売や会員勧誘などを行うホームページについては、連絡先等利用者に必要な情報が明記されていること。
- (9) 適切な管理が行われていること。
- (10) その他白山市が適当と判断するもの。

### 3 リンクの決定

リンクを希望する者は、次の事項を記載した書面により白山市に申請するものとする。

白山市は、申請内容を審査し、リンク掲載の適否を決定するとともに、申請者に回答するものとする。

- (1) 団体等の名称
- (2) 住所
- (3) 代表者の役職及び氏名（個人の場合を除く。）
- (4) 事業内容（個人の場合を除く。）

- ( 5 ) 管理者の連絡先
- ( 6 ) リンク先希望 URL
- ( 7 ) リンク掲載名
- ( 8 ) その他必要な事項

#### 4 リンクの中止

リンク掲載後にリンク基準に反する内容が認められる場合は、リンクを中止するものとする。

#### 5 免責事項

白山市は次の事項に対し一切の責任を負わないものとする。

- ( 1 ) リンクされなかったこと
- ( 2 ) リンクされたホームページによって発生した不利益
- ( 3 ) リンク先のホームページにおける著作権及び責任

#### 6 その他

リンク掲載者は、アドレスの変更又はホームページの廃止をした場合は、速やかに書面により白山市に通知するものとする。